

「住宅取得等に係る給付措置について」の一部改正について

〔令和3年1月26日  
閣議決定案〕

「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」（平成25年10月1日閣議決定）において講ずることとされた一般の住宅取得に係る給付措置及び被災者の住宅再建に係る給付措置について、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）における一般の住宅ローン控除に係る特例措置の対象のうち、この措置を講じてもなお効果が限定的な所得層に対して適切な給付措置を講ずるため、「住宅取得等に係る給付措置について」（平成27年2月17日閣議決定）の一部を次のように改正する。

1. (1) ①中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に、「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

1. (1) ②中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に、「平成33年12月31日」を「令和3年12月31日（ただし、注文住宅を新築する場合（令和2年10月1日から令和3年9月30日までに契約をする場合に限る。）又は分譲住宅若しくは既存住宅を取得する場合（令和2年12月1日から令和3年11月30日までに契約をする場合に限る。）については令和4年12月31日）」に改める。

1. (2) 中「とおりとする」を「とおりとする。ただし、注文住宅を新築する場合（令和2年10月1日から令和3年9月30日までに契約をする場合に限る。）又は分譲住宅若しくは既存住宅を取得する場合（令和2年12月1日から令和3年11月30日までに契約をする場合に限る。）における給付対象の住宅の床面積は40㎡以上とする」に改める。

2. (1) ①中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に、「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

2. (1) ②中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に、「平成33年12月31日」を「令和3年12月31日（ただし、注文住宅を新築する場合（令和2年10月1日から令和3年9月30日までに契約をする場合に限る。）又は分譲住宅若しくは既存住宅を取得する場合若しくは補修する場合（令和2年12月1日から令和3年11月30日までに契約をする場合に限る。）については令和4年12月31日）」に改める。

2. (2) 中「とおりとする」を「とおりとする。ただし、分譲住宅（地上3階未満の共同住宅又は一戸建て住宅に限る。）を取得する場合（令和2年12月1日から令和3年11月30日までに契約をする場合に限る。）又は既存住宅（地上3階未満の共同住宅又は一戸建て住宅に限る。）を取得する場合（令和2年12月1日から令和3年11月30日までに契約をする場合に限る。）における給付対象の住宅の床面積は40㎡以上とする」に改める。

3. 中「平成33年度」を「令和4年度」に改める。